

令和6年度かごしまクリエイター成長促進業務委託契約に係る
企画提案競技実施要領

1 業務名

かごしまクリエイター成長促進業務

2 業務の目的

製品の高付加価値化等に必要なクリエイターの成長を促進するため、市内で活動する多様なクリエイターが集い、ビジネススキルの向上やビジネスマッチング、クリエイター同士の交流を深めるための複合型イベント「メイザンクリエイターズフェス（仮称）」を開催するもの

3 業務内容

別紙「令和6年度かごしまクリエイター成長促進業務委託仕様書（案）」のとおり

4 成果品

成果品は次のものを予定している。

- (1) かごしまクリエイター成長促進業務 実績報告書 1部
- (2) 本業務実施状況写真等のデータ 1式
- (3) その他、本業務のために必要なものとして作成した資料 1式
- (4) (1)から(3)までの電子データ

5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

6 予算額

本業務の委託見積限度額は、4,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
上記金額は、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

7 企画提案競技参加資格

令和6年4月30日付け告示第584号に定められた資格要件のとおり（以下、再掲）。

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(7)まで及び(9)の全て要件を満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、全ての構成員が次に掲げる(1)から(8)までの要件を全て満たし、かつ、構成員のいずれかが(9)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納期の到来している市区町村税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 本告示の日から参加申出書提出期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、1共同

企業体の構成員間は除く。

- (8) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (9) 令和3年度以降に、地方公共団体又は民間企業等におけるクリエイティブ人材等を主な対象者とした人材育成に関する業務、事業者を対象としたデザイン経営に係るセミナー等の開催業務又はクリエイティブ産業分野に係る支援業務の実施又は受託実績を有していること。

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内 容	日 時
告示	令和6年4月30日(火)
質問受付期限	令和6年5月10日(金)午後5時15分まで
質問回答	令和6年5月14日(火)(予定)
参加申出書提出期限	令和6年5月17日(金)午後5時15分まで
企画提案競技参加決定通知	令和6年5月22日(水)
企画提案書提出期限	令和6年6月3日(月)午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	令和6年6月7日(金)(予定)
プレゼンテーション審査結果通知	令和6年6月中旬(予定)
契約締結	令和6年6月中旬(予定)

9 企画提案競技参加申出書の提出

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからクまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからクまでの書類を提出することとし、構成員のうち2(9)の要件に該当する者は、ケの書類も併せて提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、ウ及びエの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申出書(様式1-1又は様式1-2)

イ 会社概要(様式2)

ウ 会社法(平成17年法律第86号)に規定する会社については、商業登記簿謄本(提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可)

エ ウ以外の法人については、法人登記簿謄本(提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可)。個人の場合は住民票(提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可)

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可)

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地の発行の「市区町村税」納税証明書とする。

カ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書(その3)(提出日前3か月以内に発行されたもの。写しでも可)

キ 法人の場合は、決算書(財務諸表(貸借対照表及び損益計算書))直前1期分。個人の場合は、直近の確定申告書の写し。

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況がわかる書類

ク 業務実績(様式3)

ケ 令和3年度以降に、地方公共団体又は民間企業等におけるクリエイティブ人材等を主な対象者とした人材育成に関する業務、事業者を対象としたデザイン経営に係るセミナー等の開催業務又はクリエイティブ産業分野に係る支援業務の実施又は受託実績を有していることを証する書類

(2) 提出部数

各1部

(3) 受付期間

令和6年4月30日（火）から同年5月17日（金）まで（休日、土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

1.0 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年5月22日（水）までに通知する。

1.1 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 会社概要（様式2）
- イ 業務実績（様式3）
- ウ 業務の実施体制（様式4）
- エ 見積書（様式5）
- オ 企画提案書（様式6）

(2) 提出部数

正本：1部、副本：1部

- ・ 正本の表紙には住所、会社名及び代表者名を記入すること。
- ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。
- ・ 様式第2については、正本にのみ添付すること。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

※ なお、提出書類原本と別に、電子データを別途電子メールにて送信すること。

(3) 受付期間

令和6年4月30日（火）から同年6月3日（月）まで（休日、土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

郵送又は直接持参（受付期間内必着）

(6) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ア 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- イ 本要領に違反している又は適合しないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- オ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- カ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの
- キ 「1.1(1)エ 見積書」において「6 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

1.2 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。

(1) 受付期限

令和6年5月10日（金）午後5時15分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出すること。電話など口頭による照会には回答しない。

(アドレス san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp)

(3) 提出様式

質疑応答表(様式7)

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質疑応答表に質問者の会社(団体)名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和6年5月14日(火)までに、質問者にメールで行うほか、市ホームページに掲載することとする。

1.3 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、企画提案競技参加者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。

また、プレゼンテーションについては、省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案競技参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行う。

ア 日時：令和6年6月7日(金)(予定)

イ 場所：鹿児島市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室

ウ 留意事項

- ・ 開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- ・ プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- ・ プレゼンテーションは、提出された企画提案資料(イラスト、イメージ含む。)のみを使用するものとし、追加の資料は認めない。またプロジェクター等の機器を使用することはできない。

(2) 審査項目

ア 業務実績、業務の実施体制(業務遂行能力)

イ 見積額及び費用の妥当性

ウ 企画提案書の提案内容

エ 総合評価(プレゼンテーションにおける総合的な評価)

(3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認められたとき及び不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期又は廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

1.4 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する(随意契約)。

- (2) 選定された者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書(原本に限る。)を提出すること。
- (3) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。
- (4) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (5) 契約予定金額
予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

1 5 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された申出書等は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出された申出書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された申出書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、申出書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

1 6 提出先及び問い合わせ先

〒 8 9 2 - 8 6 7 7

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市産業局産業振興部産業創出課 (みなと大通り別館 5 階)

担当：伊勢家 (ｲｶ)

TEL 0 9 9 - 2 1 6 - 1 3 1 9 FAX 0 9 9 - 2 1 6 - 1 3 0 3

Email san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp